

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(Ⅱ-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること(施策目標Ⅱ-3-1) 基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標3:麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること</p>					<p>担当 部局名</p>	<p>医薬・生活衛生局 大臣官房地方課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>監視指導・麻薬対策課長 田中徹 地方厚生局管理室長 堀井春彦</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策を柱に実施している。 ・麻薬・覚醒剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬等の適正な流通を確保する ・麻薬・覚醒剤等の乱用防止を推進する ・いわゆる危険ドラッグの取締り及び乱用拡大の防止のための広報・啓発活動を推進する</p>													
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>平成30年8月に薬物乱用対策推進会議が策定した「第五次薬物乱用防止五か年戦略」では、①薬物乱用未然防止の推進、②薬物の再乱用防止対策、③薬物犯罪の徹底的な取締、④国際的な連携・協力の推進が特に留意する課題として設定され、政府を挙げた総合的な対策を推進することとしており、厚生労働省でも同戦略に基づく薬物乱用対策を推進しているところである。</p>												
	<p>2</p>	<p>危険ドラッグの乱用による事件・事故などが頻発したことから、平成26年7月に薬物乱用対策推進会議で「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」が決定され、「やれることはすべてやる」との総理指示もなされた。厚生労働省では、緊急対策に基づき、各都道府県等との密接な連携の下、指定薬物の迅速な指定、検査命令・販売等停止命令の実施等をし、販売者への圧力を強めてきた。引き続き、これまでの乱用薬物等に対する取り組みを積極的に推進していく。</p>												
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>					<p>達成目標の設定理由</p>								
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>薬物乱用の根絶を図るため、総合的な対策を推進するとともに、薬物乱用防止に係る普及啓発や薬物の再乱用を防止するための取組みを進める。</p>					<p>新たな乱用薬物の蔓延を防ぐためには、未規制薬物を指定薬物や麻薬に指定するとともに、社会が薬物を受け入れない環境をつくることが非常に重要であり、薬物の有害性・違法性に関する正しい知識を周知する必要があるため。また、薬物依存症者やその家族への支援を行うことで、薬物の再乱用を防止する必要がある。</p>							
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>危険ドラッグの流通・乱用を防ぐため、新たに発見された乱用薬物を指定薬物に指定するほか、健康被害や乱用を防ぐための正しい情報の広報・啓発を推進する。</p>					<p>新たな危険ドラッグの蔓延を防ぐためには、未規制薬物を指定薬物に指定するとともに、国民への啓発が必要であるため。</p>							
	<p>達成目標1について</p>													
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>		<p>基準値</p>	<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>				
<p>①</p>	<p>薬物乱用防止啓発訪問事業の啓発人数【単位:人】 (アウトプット)</p>	<p>110,000人</p>	<p>基準年度 平成30年度</p>	<p>110,000人</p>	<p>目標年度 令和元年度</p>	<p>平成29年度 110,000人</p>	<p>平成30年度 110,000人</p>	<p>令和元年度 110,000人</p>	<p>令和2年度 -</p>	<p>令和3年度 -</p>	<p>・薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、薬物乱用防止教室を実施した際の啓発人数で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。目標値(水準・目標年度)については、仕様で定めている最低基準の人数を参考として設定した。</p>			
<p>2</p>	<p>薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業の対象者の再犯者率【単位:%】(アウトカム)</p>	<p>65.5%</p>	<p>平成29年度</p>	<p>65.5%</p>	<p>令和元年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>65.5%</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>・平成29年の薬物事犯検挙人員(14,019人)の7割以上を占める覚醒剤事犯検挙人員(10,284人)の再犯者率は65.5%となっている。そこで、令和元年度より開始する薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業は、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた乱用者等を対象として実施するが、令和元年度の目標として、覚醒剤事犯での最新の再犯者率(平成29年65.5%)を下回る割合を設定した。</p>			
<p>(参考)指標</p>						<p>平成29年度</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>				
<p>3</p>	<p>麻薬の新規指定数【単位:件】 (アウトプット)</p>	<p>1</p>	<p>平成20年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>8</p>	<p>11</p>				<p>・麻薬の流通実態を直接的に評価する指標は存在しないが、麻薬の新規指定数は、乱用物質の流通実態及びそれを踏まえた監視・取締り強化の取組みを一定程度反映すると考えられることから、指標とした。 (参考)平成27年度実績:4件、平成28年度実績:4件、平成29年度実績:8件</p>			
<p>4</p>	<p>薬物事犯の検挙人数【単位:人】 ・全薬物事犯の検挙人数 ・覚醒剤事犯の検挙人数 ・大麻事犯の検挙人数 主な薬物の押収量【単位:kg】 ・覚醒剤 ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂) (※検挙人数・押収量は、暦年統計である) (アウトプット)</p>					<p>14,019人 10,284人 3,218人</p>	<p>14,322人 10,030人 3,762人</p>				<p>検挙人数・押収量については、我が国における、薬物乱用の監視・取締り強化を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。 (参考)実績 薬物事犯の検挙人数【単位:人】 ・全薬物事犯の検挙人数:13,887人(平成27年)、13,841人(平成28年)、14,019人(平成29年)、14,322人(平成30年) ・覚醒剤事犯の検挙人数:11,200人(平成27年)、10,607人(平成28年)、10,284人(平成29年)、10,030人(平成30年) ・大麻事犯の検挙人数:2,167人(平成27年)、2,722人(平成28年)、3,218人(平成29年)、3,762人(平成30年) 主な薬物の押収量【単位:kg】 ・覚醒剤:431.8kg(平成27年)、1,521.4kg(平成28年)、1,136.6kg(平成29年)、1,206.7kg(平成30年) ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂):108.5kg(平成27年)、160.7kg(平成28年)、292.4kg(平成29年)、340.4kg(平成30年)</p>			

達成手段1		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度				
(1)	あへん供給確保事業 (昭和60年度(注)特別会計から一般会計に変更した年度)	474百万円 (376百万円)	20百万円 (15百万円)	19百万円	-	医療上必要不可欠な医薬品の原料である「あへん」を、国内の需要・供給量を踏まえ購入し保管する。	372
(2)	麻薬中毒者収容保護事業 (昭和38年度)	0.5百万円 (0百万円)	0.5百万円 (0百万円)	0.5百万円	-	麻薬及び向精神薬取締法に基づき、麻薬中毒者に対して必要な医療を施すため、都道府県が支弁する麻薬中毒者の入院措置費等を補助する。	373
(3)	麻薬・覚せい剤等対策費 (昭和38年度)	36百万円 (25百万円)	89百万円 (82百万円)	208百万円	1,2,3,4	1. 地方厚生局麻薬取締部及び都道府県における麻薬取締行政職員に対する研修 麻薬取締職員・関係機関職員が参加する研修・会議を開催し、麻薬取締職員の知識・技術の向上や関係機関との情報交換・相互強化強化を図ることは、薬物事犯に対する徹底した取締りを実施する上で有効である。 2. 野生大麻・けし除去 不正大麻・けし撲滅運動用パンフレット及び通報を促すポスターを配布し、不正栽培及び自生している大麻やけしの発見・通報を通じた除去を推進することは、大麻等の不正流通防止を図る上で有効である。 3. 国民運動として開催する麻薬・覚せい剤乱用防止運動の地区大会開催 薬物乱用防止に関する啓発活動を通じ、薬物乱用の危険性・有害性に対する正しい知識を普及することで、国民ひとりひとりの認識を高めることにより麻薬・覚せい剤等に手をださない意識を改めて醸成させることができるため。 4. 再乱用防止対策講習会の開催等 再乱用防止対策に関する会議・講習会等を実施し、薬物中毒・依存に対する正しい知識と理解の普及、社会復帰支援に携わる関係機関の連携強化を推進することは、薬物依存者等を円滑に社会復帰させ、乱用者を減少させる上で有効である。 5. 「再乱用防止指導員(仮称)」の設置 保護観察の付かない執行猶予判決を受けた乱用者及び起訴猶予見込みの者に対して、乱用防止プログラムの実施や医療機関等への引継ぎを行い、再乱用の防止を図る。	374
(4)	向精神薬対策費 (昭和48年度、平成元年度、平成2年度)	1百万円 (1百万円)	1百万円 (1百万円)	1百万円	-	不正取引される向精神薬の迅速かつ効果的な分析法を確立するため、向精神薬の試験法及び分析マニュアルを作成する。 向精神薬の乱用及び不正取引を防止するとともに、向精神薬の適正な管理を行うための基盤整備を図ることができる。	376
(5)	医療用麻薬適正使用推進事業 (平成19年度)	3百万円 (2百万円)	18百万円 (13百万円)	33百万円	-	医療関係者等向けに、医療用麻薬の適正使用推進のため講習会を開催等することにより、医療用麻薬について、全国的に統一した適正な使用・管理に資する。	377
(6)	麻薬等対策推進費(広報経費) (昭和37年度、62年度、63年度、平成18年度)	84百万円 (83百万円)	84百万円 (82百万円)	88百万円	1,2,3,4	1. 麻薬・覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、薬物乱用の根絶を図る。 2. 全国の小学6年生の保護者、高校卒業予定者及び有職・無職の青少年等を対象とした薬物乱用防止についての啓発資料を提供することにより、青少年の薬物乱用の拡大を阻止する。 3. 薬物依存症についての正しい知識等を広く周知することにより、薬物中毒者とその家族の負担を軽減し、また、薬物中毒者に対する偏見・誤解等を解消することにより、社会全体で受け入れ、支えることができる環境を作り上げる。 特に若年層に重点を置いた薬物乱用防止に関する資料を配布し、学校や地域で啓発を行うことや、定期的なキャンペーン活動を継続して実施する等の啓発活動を通じ、薬物への知識の不充分さから、安易に薬物乱用に陥る可能性のある若年層に対して注意喚起を行うことは、潜在的な需要を減少させる上で有効である。 家族読本の配付を通じ、薬物中毒・依存に対する正しい知識の普及や、薬物依存者等を抱える家族が頼れる相談窓口・支援施設等を広く周知することは、家族の負担を軽減するとともに、薬物依存者等を社会全体で支える環境作りにつながり、薬物依存等を円滑に社会復帰させ、乱用者を減少させる上で有効である。	378
(7)	麻薬取締部監察業務の充実強化 (平成30年度)	-	2百万円 (0.1百万円)	2百万円	-	厚生労働省組織規則第708条に規定する麻薬取締部の所掌事務に関する監察を行い、業務の適正な遂行を図る。	380
(8)	麻薬・覚せい剤等対策事業 (昭和25年度)	515百万円 (506百万円)	525百万円 (513百万円)	526百万円	1,2,3,4	・暴力団や外国人による薬物密売組織及び、これらから薬物を買受ける末端乱用者等による薬物事犯に対する取締りを行う。 ・急速に蔓延しつつある大麻事犯等の取締りを行う。 ・医療用麻薬の不正流通防止を目的として、医療機関・薬局等に対する立入検査を実施し、適正使用・管理を行うよう監視・指導を行う。 ・国内の捜査機関等から持ち込まれる薬物と疑われる検体の鑑定を行う。 ・薬物乱用防止に係る普及・啓発活動を行う。 ・危険ドラッグに対する継続的監視を行う。 これにより、麻薬・覚せい剤等の乱用防止を推進するとともに不法流通を遮断することができる。	379

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
⑤ 薬物乱用防止啓発訪問事業の啓発人数【単位:人】 (アウトプット)	110,000人	平成30年度	110,000人	令和元年度	110,000人	110,000人	110,000人	-	-	・薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、薬物乱用防止教室を実施した際の啓発人数で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。目標値(水準・目標年度)については、仕様で定めている最低基準の人数を参考として設定した。
(参考)指標					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
6 指定薬物の新規指定数【単位:件】 (アウトプット)	5	平成19年度	-	-	-	-	-	-	-	・危険ドラッグの薬物乱用対策の効果を直接的に評価する指標は存在しないが、指定薬物の新規指定数は新規乱用物質の流通実態及びそれを踏まえた監視・取締り強化の取組みを一定程度反映すると考えられることから、指標とした。 (参考)平成27年度実績:874件、平成28年度実績:26件、平成29年度実績:19件、平成30年度実績:14件
7	薬物事犯の検挙人数【単位:人】 ・全薬物事犯の検挙人数 ・覚醒剤事犯の検挙人数 ・大麻事犯の検挙人数 主な薬物の押収量【単位:kg】 ・覚醒剤 ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂) (※検挙人数・押収量は、暦年統計である) (アウトプット)				14,019人 10,284人 3,218人	14,322人 10,030人 3,762人				(参考)実績 薬物事犯の検挙人数【単位:人】 ・全薬物事犯の検挙人数:13,887人(平成27年)、13,841人(平成28年)、14,019人(平成29年)、14,322人(平成30年) ・覚醒剤事犯の検挙人数:11,200人(平成27年)、10,607人(平成28年)、10,284人(平成29年)、10,030人(平成30年) ・大麻事犯の検挙人数:2,167人(平成27年)、2,722人(平成28年)、3,218人(平成29年)、3,762人(平成30年) 主な薬物の押収量【単位:kg】 ・覚醒剤:431.8kg(平成27年)、1,521.4kg(平成28年)、1,136.6kg(平成29年)、1,206.7kg(平成30年) ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂):108.5kg(平成27年)、160.7kg(平成28年)、292.4kg(平成29年)、340.4kg(平成30年)

達成手段2	補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号
	平成29年度	平成30年度				
(9) 危険ドラッグ対策費 (平成18年度)	169百万円 (161百万円)	187百万円 (171百万円)	187百万円	5.6.7	1. 危険ドラッグの分析、乱用薬物の鑑定法整備 危険ドラッグでは、新規乱用物質が次々に検出されているため、指定薬物等への新規指定、流通している危険ドラッグの成分調査、指定薬物の分析体制の整備等を実施することは、危険ドラッグの円滑かつ実効性のある監視・取締りを行う上で有効である。 2. 薬物対策国際情報収集 職員を香港に派遣し、海外の捜査機関と歩調を合わせながら連携して薬物犯罪撲滅に向けた情報収集活動を図る。	375

施策の予算額・執行額	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額	政策評価実施予定時期(評価予定表)	令和2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)		1,580,569	1,065,695			1,105,610
		補正予算(b)		-653,744	0			
		繰越し等(c)		0	0			
		合計(d=a+b+c)		926,825	1,065,695			1,105,610
	執行額(千円、e)			877,688				
執行率(%、e/d)			94.7%					

関連税制	-					
------	---	--	--	--	--	--

施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	-	-	-